

# 福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成 24 年 3 月 29 日(木)16 : 30～  
場 所 あいれふ 10 階 講堂

## I 開会

## II 委員紹介等

## III 議事

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 分科会長，副分科会長の互選   | (資料 1)       |
| (2) 保健福祉審議会への諮問について | (資料 2-1～2-3) |
| (3) 条例委任検討部会の設置     | (資料 2-4)     |
| (4) 条例委任検討部会委員の指名   | (資料 2-5)     |

## III 閉会

## 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏 名	団体名・役職等
阿 部 正 剛	福岡市議会議員
石 田 重 森	福岡大学
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学
岩 城 和 代	岩城法律事務所
内 田 秀 俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	福岡県立大学
柴 口 里 則	福岡県介護支援専門員協会
高 山 博 光	福岡市議会議員
竹之内 徳 盛	福岡市老人クラブ連合会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
手 塚 裕 一	福岡県高齢者能力活用センター
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
長 柄 均	福岡市医師会
浜 崎 太 郎	福岡市議会議員
廣津留 瑛 子	福岡市介護保険事業者協議会
松 尾 龍 人	福岡市民生委員児童委員協議会
松 田 潤 嗣	福岡市社会福祉協議会

(敬称略・50音別)

# 福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会資料

## 資料 1 高齢者保健福祉専門分科会について

・・・P 1

- 1 福岡市保健福祉審議会条例
- 2 福岡市保健福祉審議会施行規則
- 3 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

## 資料 2 保健福祉審議会への諮問について

・・・P 9

- 1 保健福祉審議会への諮問書（写）
- 2 諮問事項の概要
- 3 スケジュール（案）
- 4 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱の改正
- 5 条例委任検討部会委員の指名

高齢者保健福祉専門分科会について

## ○ 福岡市保健福祉審議会条例

平成 19 年福岡市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「障基法」という。）第 36 条第 1 項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 9 条第 1 項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第 7 条に規定する社会福祉に関すること。
- (2) 障基法第 36 条第 1 項に規定する障がい者施策に関すること。
- (3) 精神保健福祉法第 9 条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第 9 条に規定する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員及び臨時委員の任命に当たっては、審議会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項

**(2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項**

- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
- (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項

- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

- 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

**4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。**

- 5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
- 9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例(平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。)による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において、この条例の規定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例(昭和52年福岡市条例第22号)

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例(平成8年福岡市条例第15号)

## ○福岡市保健福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例(平成19年福岡市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第8項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画に関する事項

**(2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項**

(3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画に関する事項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関する事項

(4) 健康づくり専門分科会 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関する事項

(5) 条例第7条第2項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項

2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会)

**第3条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。**

**2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。**

**3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。**

**4 部会長は、部会の会務を総理する。**

**5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。**

(審査部会)

第4条 条例第8条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障がい者の障がい程度の審査

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 2 項に規定する医師の指定に当たっての意見

(3) 更正医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見

2 前条第 3 項から第 5 項までの規程は，審査部会について準用する。

（規定外の事項）

第 5 条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，審議会の委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止）

2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則（平成 12 年福岡市規則第 99 号）は，廃止する。

## ○福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

### (部会)

第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内
- (2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内
- 2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。
- 6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。
- 8 部会の会議は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや市民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、これを非公開とする。

### (会議の公開)

第3条 専門分科会の会議は、これを公開する。

- 2 議題を非公開とする場合の決定は分科会長に一任する。

### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は30名以内とする。

### (傍聴手続)

第5条 傍聴を希望する者に傍聴整理券を配布し、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は抽選により決定する。

- 2 傍聴人は傍聴受付で必要事項を記入して、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

### (傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

- (3) はち巻, ビラ, プラカード, 旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し, 又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし, 次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑, 騒ぎ立てること, みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話の受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影, 録画, 録音等を行わないこと。ただし, 分科会長の許可を得た場合を除く
- (6) その他議事の秩序を乱し, 又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは, 分科会長はこれを制止し, それでもなおその指示に従わず, 会議の目的が達成できないと認められる場合は, 当該傍聴人を退場させる, 或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(庶務)

第9条 専門分科会の庶務は, 保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施策推進課において処理する。  
2 部会の庶務は, 保健福祉局の所管課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は, 平成20年4月1日より施行する。
- 2 最初の部会は, 第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は, 平成23年3月17日より施行する。

## 別表(第2条関係)

### 部会の所掌事務

#### 1 高齢者支援事業部会

○ 当該部会は、老人福祉計画の総論及び生きがい関係施策と介護保険事業計画の地域支援事業関係等の在宅施策を主に担当し、検討していくものとする。

- (1) 今後の高齢者保健福祉施策のあり方（総論）と生きがい関係施策のあり方
- (2) 地域支援事業（介護予防事業，包括的支援・任意事業）の対象者の推計に関する事
- (3) 地域支援事業（介護予防事業，包括的支援・任意事業）の目標量及び費用の見込みに関する事

（ただし、包括的支援事業のうち地域包括支援センター運営協議会の決定事項に係るものを除く。）

- (4) その他介護予防に必要な事業等の保健福祉事業の実施に関する事項

#### 2 介護給付費・基盤整備部会

○ 当該部会は、介護保険事業計画における介護サービスの見込みや基盤整備の推進などの事項を主に担当し、検討していくものとする。

- (1) 要介護認定者数等及び介護サービス（介護保険施設・地域密着型サービス，居住系サービス，居宅系サービス）の利用見込みに関する事
- (2) 介護保険施設及び介護保険外施設の整備に関する事
- (3) 市町村特別給付に関する事
- (4) その他介護給付費の見込みを策定するために必要な事項や介護保険事業の円滑な推進に関する事

保健福祉審議会への諮問について

## 1 保健福祉審議会への諮問書（写）

保推第2112号  
平成24年3月29日

福岡市保健福祉審議会  
委員長 石田 重森 様

福岡市長 高島 宗一郎

介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について（諮問）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、介護保険法等の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされております。

施行日は平成24年4月1日とされておりますが、施行日から起算して1年を超えない期間内においては、厚生労働省令で定める基準を、条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられており、福岡市においては、各事業者への周知期間の確保や円滑な運営基準等の導入のため、平成24年12月を目途に条例を制定し、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

つきましては、条例制定にあたり、介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

## 2 諮問事項の概要

### 地域主権改革に伴う介護サービス事業等の条例制定について

#### (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

地方分権改革推進計画（H21.12.15閣議決定）及び地域主権戦略大綱（H22.6.18閣議決定）を踏まえて、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法【H23.5.2公布】及び第2次一括法【H23.8.30公布】）』が制定された。

#### (2) 第1次一括法及び第2次一括法の概要

介護サービス事業の人員・設備・運営基準等は、これまで介護保険法等に基づき厚生労働省令で、最低基準が定められ、当該省令が、全国一律の基準として適用されていた。今回の第1次一括法及び第2次一括法の制定による介護保険法等の改正に伴い、厚生労働省令では、介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等について、新たに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」が示され、これに基づいて、具体的な基準は地方自治体の条例に委任された。

#### (3) 新たに福岡市条例で定めることとなる基準

	基準となる厚生労働省令	関係法	種類
1	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	老人福祉法	省令
2	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準		
3	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	介護保険法	
4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
5	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準		
6	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準		
7	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準		
8	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準		
	指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
9	指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準		
	指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	社会福祉法	
11	介護サービス事業者等の申請者の法人格の有無に関する基準	介護保険法	規則

※「指定居宅介護支援」・「指定介護予防支援」等の基準の条例委任については、平成24年通常国会に上程されている。

#### (4) 厚生労働省令で示される基準

厚生労働省令で示される基準は、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型が設けられ、地方自治体は、厚生労働省令により示されたこの分類に従い、具体的な基準を条例で定めることになる。

区 分	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準 (条例の内容を直接拘束する)	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	<b>法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが</b> 、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果としてであれば、 <b>地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容</b>
省令の内容	<特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人員配置基準 介護職員及び看護職員の総数 入所者3人に対して1人以上 (常勤換算)</li> <li>栄養士の数 1人以上</li> <li>機能訓練士の数 1人以上</li> <li>◆居室面積基準 入所者1人当たり10.65㎡以上など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※特別養護老人ホームには規定なし。</li> <li>※特別養護老人ホーム以外の基準では「利用定員」に関する項目等が該当する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆左記以外 居室の定員 1人 (ただし必要と認められる場合は2人とすることができる)</li> <li>廊下幅 1.8m以上</li> <li>機能訓練室の面積 入所者1人当たり 3㎡以上など</li> </ul>

#### (5) 検討の方向性

国の示した3つの類型のうち、「従うべき基準」は独自の基準を作る裁量の余地がほとんどない。一方、「標準」・「参酌すべき基準」は、自治体の独自性が認められており、「標準」・「参酌すべき基準」に関することを中心に検討していく。

#### (6) 具体的な検討内容(例)

<p><b>【参酌すべき基準】</b> 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 1ユニットあたりの入居定員 おおむね10人以下としなければならない。</p>
--

#### 【条例で考えられる入居定員及びその影響】

【参酌すべき基準】	【従うべき基準】	考えられる影響
入居定員	人員配置基準	考えられる影響
おおむね 10人以下	日中 1ユニット1人  夜間・深夜 2ユニット1人	現行どおり
8人以下		現行以上の手厚い人員配置 1ユニットあたり介護報酬の減
10人以下		ほぼ現行どおり(基準が明確となる)
12人以下		現行以下の人員配置 1ユニットあたり介護報酬の増

### 3 スケジュール（案）

月	全体スケジュール	福岡市保健福祉審議会 ・高齢者保健福祉専門分科会
3	<p>事業者へのアンケート (全事業所等)</p> <p>条例委任案の作成</p> <p>条例素案の作成</p> <p>内容審議期間</p>	<p>福岡市保健福祉審議会へ諮問(3月29日)</p> <p>高齢者保健福祉審議会(3/2)</p> <p>高齢者保健福祉専門分科会① ・条例委任検討部会①</p>
4		
5		・条例委任検討部会②
6		・条例委任検討部会③
7		<p>(高齢者保健福祉専門分科会②)</p> <p>※必要に応じ中間報告</p> <p>・条例委任検討部会④</p>
8		<p>・条例委任検討部会⑤ (条例素案の協議)</p> <p>高齢者保健福祉専門分科会③</p>
9		<p>第2委員会報告</p> <p>(報告内容確認) (パブコメ案審議) (8月下旬~9月上旬)</p>
10		<p>パブリック・コメント実施 (9月下旬~)</p> <p>高齢者保健福祉専門分科会④</p>
11	<p>福岡市保健福祉審議会から答申</p> <p>(答申案) (10月下旬~11月上旬)</p>	
12	<p>12月議会(条例上程)</p>	
1	<p>事業者へ周知</p>	
2	周知期間	<p>高齢者保健福祉専門分科会⑤</p>
3		

#### 4 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱の改正

##### ○福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内
- (2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内

**(3) 条例委任検討部会 定数10名以内**

- 2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。
- 6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。

(会議の公開)

第3条 専門分科会**及び部会**の会議は、これを公開する。

- 2 **福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部**を非公開とする場合の決定は分科会長**又は部会長**に一任する。

(庶務)

**第4条** 専門分科会の庶務は、**保健福祉局総務部政策推進課**において処理する。

- 2 部会の庶務は、保健福祉局の所管課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 **部会設置後**、最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日より施行する。

**附 則**

**この要綱は、平成24年3月29日より施行する。ただし、第4条第1項の規定は平成24年4月1日より施行する。**

## 別表(第2条関係)

### 部会の所掌事務

#### 1 高齢者支援事業部会

当該部会は、老人福祉計画の総論及び生きがい関係施策と介護保険事業計画の地域支援事業関係等の在宅施策を主に担当し、検討していくものとする。

- (1) 今後の高齢者保健福祉施策のあり方（総論）と生きがい関係施策のあり方
- (2) 地域支援事業（介護予防事業，包括的支援・任意事業）の対象者の推計に関すること。
- (3) 地域支援事業（介護予防事業，包括的支援・任意事業）の目標量及び費用の見込みに関すること。

（ただし，包括的支援事業のうち地域包括支援センター運営協議会の決定事項に係るものを除く。）

- (4) その他介護予防に必要な事業等の保健福祉事業の実施に関する事項

#### 2 介護給付費・基盤整備部会

当該部会は、介護保険事業計画における介護サービスの見込みや基盤整備の推進などの事項を主に担当し、検討していくものとする。

- (1) 要介護認定者数等及び介護サービス（介護保険施設・地域密着型サービス，居住系サービス，居宅系サービス）の利用見込みに関すること。
- (2) 介護保険施設及び介護保険外施設の整備に関すること。
- (3) 市町村特別給付に関すること。
- (4) その他介護給付費の見込みを策定するために必要な事項や介護保険事業の円滑な推進に関すること。

#### 3 条例委任検討部会

当該部会は、介護保険法等により条例で定めることが規定されている介護サービス事業等の人員，設備及び運営に関する基準などについて主に担当し、検討していくものとする。

- (1) 介護保険法で規定されている指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等に関すること。
- (2) 老人福祉法で規定されている施設における設備及び運営に関する基準に関すること。
- (3) 社会福祉法で規定されている施設における設備及び運営に関する基準に関すること。
- (4) その他運営基準等の設定に関し必要な事項に関すること。

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p>第1条（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。</p> <p>(1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内</p> <p>(2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内</p> <p>2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。</p> <p>6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。</p> <p><b><u>8 部会の会議は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや市民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、これを非公開とする。</u></b></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。</p> <p>(1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内</p> <p>(2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内</p> <p><b><u>(3) 条例委任検討部会 定数10名以内</u></b></p> <p>2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。</p> <p>6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。</p> <p><b><u>8 削除</u></b></p>	<p>介護サービス等の運営基準等について、条例を制定するにあたり、その内容を検討するための部会を設置するもの</p> <p>会議の公開については第3条に整理</p>

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 専門分科会の会議は、これを公開する。</p> <p>2 <u>議題</u>を非公開とする場合の決定は分科会長に一任する。</p> <p><u>(傍聴人の定員)</u></p> <p><u>第4条 傍聴人の定員は30名以内とする。</u></p> <p><u>(傍聴手続)</u></p> <p><u>第5条 傍聴を希望する者に傍聴整理券を配布し、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は抽選により決定する。</u></p> <p><u>2 傍聴人は傍聴受付で必要事項を記入して、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。</u></p> <p><u>(傍聴することができない者)</u></p> <p><u>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</u></p> <p><u>(1) 酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p><u>(2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者</u></p> <p><u>(3) はち巻、ピラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者</u></p> <p><u>その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</u></p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第3条 専門分科会 <u>及び部会</u>の会議は、これを公開する。</p> <p>2 <u>福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部</u>を非公開とする場合の決定は分科会長 <u>又は部会長</u>に一任する。</p> <p><u>第4条～第8条 削除</u></p>	<p>会議の公開に関する事項については、「福岡市情報公開条例」に基づいて判断</p> <p>傍聴手続については、別途作成</p>

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p><u>(傍聴人の守るべき事項)</u></p> <p><u>第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと</u></p> <p><u>(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと</u></p> <p><u>(3) 飲酒又は喫煙をしないこと</u></p> <p><u>(4) 携帯電話の受信音を出さないこと</u></p> <p><u>(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、分科会長の許可を得た場合を除く</u></p> <p><u>(6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと</u></p> <p><u>(傍聴人の退場)</u></p> <p><u>第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、分科会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条 専門分科会の庶務は、保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施策推進課において処理する。</u></p> <p>2 部会の庶務は、保健福祉局の所管課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p><u>第4条 専門分科会の庶務は、保健福祉局総務部政策推進課において処理する。</u></p> <p>2 部会の庶務は、保健福祉局の所管課において処理する。</p>	<p>組織変更に対応するため (平成24年度から所管課が政策推進課に変更となるため)</p>

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p> <p>2 最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年3月17日より施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p> <p>2 <u>部会設置後</u>、最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年3月17日より施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成24年3月29日より施行する。</u></p> <p><u>ただし、第4条第1項の規定は平成24年4月1日より施行する。</u></p>	<p>規定を明確にするため</p>

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p>別表(第2条関係)</p> <p>部会の所掌事務</p> <p>1, 2 (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>部会の所掌事務</p> <p>1, 2 (略)</p> <p><b><u>3 条例委任検討部会</u></b></p> <p><b><u>当該部会は、介護保険法等により条例で定めることが規定されている介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準などについて主に担当し、検討していくものとする。</u></b></p> <p><b><u>(1) 介護保険法で規定されている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(2) 老人福祉法で規定されている施設における設備及び運営に関する基準に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(3) 社会福祉法で規定されている施設における設備及び運営に関する基準に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(4) その他運営基準等の設定に関し必要な事項に関すること。</u></b></p>	<p>介護サービス等の運営基準等について、条例を制定するにあたり、その内容を検討するための部会を設置するもの</p>

## 5 条例委任検討部会委員の指名

### 条例委任検討部会委員（案）

氏 名	団体名・役職等
泉 賢 祐	福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	福岡県立大学
柴 口 里 則	県介護支援専門員協会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
中 野 千 恵	福岡県介護福祉士会
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会

（敬称略・50音別）